

医療法人財団 明理会 介護老人保健施設 イムスケアふじみの
介護老人保健施設 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人財団明理会が開設する介護老人保健施設イムスケアふじみの（以下「当施設」という）が実施する介護老人保健サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護およびリハビリテーションその他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指す。

2 当施設は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスの提供に努める。

3 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対して、研修を実施する等の措置を講じる。

5 サービスを提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(施設の名称および所在地等)

第4条 当施設の名称、所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設イムスケアふじみの |
| (2) 開設年月日 | 平成18年10月1日 |
| (3) 所在地 | 埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡5丁目6番地58号 |
| (4) 電話番号 | 049-256-6250 |
| (5) 事業所番号 | 1153080039号 |

(従業者の職種、員数および職務内容)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職、必要人員数については法令の定めるところによる。

- | | | |
|---------|--------|--|
| (1) 管理者 | 1名 | 施設の職員の管理、業務の実施状況等の把握を一元的に行い、職員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。 |
| (2) 医師 | 1.5名以上 | 利用者の病状および心身の状況に応じて、必要な医学的対応を行う。 |
| (3) 薬剤師 | 0.5名以上 | |

- 医師の指示に基づく調剤、服薬指導、薬剤管理を行う。
- (4) 看護職員 15.0名以上
医師の指示に基づく投薬・処置等の医療行為、検温・血圧測定等の健康状態の確認を行うほか、施設サービス計画に基づき、介護職員と共同して利用者のケアを行う。
- (5) 介護職員 35.0名以上
医学的管理下において、施設サービス計画に基づく介護、利用者の日常生活上の世話をを行う。
- (6) 支援相談員 1.5名以上
利用者・家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1.5名以上
リハビリテーション実施計画に基づく機能訓練を行う。
- (8) 管理栄養士・栄養士 1名以上
利用者の栄養状態・食形態等に応じた栄養管理・食事の提供を行う。
- (9) 介護支援専門員 2名以上
利用者の状態や能力、利用者・家族の希望等に応じた施設サービス計画の作成を行う。
- (10) その他の従業者 必要数
当施設諸規則、医師の指示、施設サービス計画等に基づく必要な業務を行う。

(利用定員・居室)

第6条 当施設の利用定員、居室は、次のとおりとする。

	定員	従来型個室		多床室
		1人室	2人室	4人室
2階（認知症専門）	50人	10室		10室
3階（一般棟）	50人	10室	2室	9室
4階（一般棟）	50人	10室	2室	9室
計	150人	30室	4室	28室

- 2 災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除き、上記の利用定員および居室定員を超えて利用させない。

(サービス計画の作成・サービスの提供)

第7条 当施設の介護支援専門員が、利用者ごとの施設サービス計画を入所時に作成する。作成された計画を利用者および家族に説明し、同意を得た上で、その計画に基づき、次のサービスを提供する。なお、施設サービス計画は、適宜、その内容を見直す。

- (1) 診療
- ①当施設の医師が、利用者の病状や心身の状態に応じて、医学的な診断、検査、投薬、注射、処置等を行う。
- ②当施設の医師が、当施設において必要な治療を提供することが困難であると認められた場合は、協力病院等への入院又は通院、他の医師による往診等の必要な措置を行う。
- (2) 看護・介護
- ①利用者の病状や心身の状態に応じて、医学的管理の下における看護・介護を提供する。
- ②入浴は、1週に2回以上の頻度で、適切な方法により実施する（入浴が困難な場合は清拭する）。
- ③排せつに係る介護は、利用者の状態に応じて、適切な方法で実施する。おむつの場合は、おむつを提供し、適切に交換する。
- ④褥瘡の発生の予防のため、利用者の状態に応じて、適切な措置を行う。

- ⑤離床や着替え、整容（歯磨き、爪切りなど）等の日常生活上の世話をを行う。
- (3) 機能訓練
 - ①当施設の医師および理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」とする）、その他の職員が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成する。
 - ②計画に従い、1週に2回程度以上の頻度で機能訓練を実施する。
- (4) 栄養管理
 - ①当施設の医師、管理栄養士、その他の職員が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能および食形態に応じた栄養ケア計画を作成する。
 - ②計画に沿って、適切な栄養ケア・マネジメントを行う。
- (5) 食事の提供
 - ①あらかじめ作成された献立に基づき、利用者の摂食・嚥下機能や食形態に応じた食事（おやつ）を提供する。
 - ②食事・おやつを提供する時刻は、原則、次のとおりとし、提供する場所は原則、各フロアの食堂とする。
朝食：8時00分／昼食：12時00分／おやつ：15時00分／夕食：18時00分
- (6) 口腔衛生管理
口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に実施する。
- (7) 相談・援助
利用者の心身の状況、病状、その他置かれている環境等を的確に把握し、利用者・家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (8) その他
 - ①利用者のためのレクリエーション、行事を適宜行う。
 - ②利用者の家族との連携を図り、利用者と家族との交流等の機会を確保する。
 - ③その他に当施設での日常生活に必要と認められるサービスを適切に提供する。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料および特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 居住費・食費において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別に定める利用料金表に記載する。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、当施設の定める諸規則、職員の指示に従い沿って特に注意事項は次のとおりとする。

- (1) 面会時間は、原則、午前10時00分～午後8時00分とする。
- (2) 外出・外泊は事前に届出書を提出し、許可を受けること（1月に7泊8日まで）。
- (3) 施設備え付けの設備・備品を利用すること（電気製品等の持ち込みは禁止）。
- (4) 飲食物の持ち込みは、原則、禁止とする。
- (5) 金銭・貴重品の持ち込みは、原則、禁止とする（破損・紛失・盗難等があっても施設側は責任を負わない）。
- (6) 飲酒・喫煙は禁止とする。
- (7) 施設医師の指示がある場合を除き、施設外の医療機関への受診・施設外での薬剤の処方を受けることはできない。
- (8) 衣類等の所持品には、全て記名すること。
- (9) 退所を希望する場合は、退所希望日の1週間前までに申し出ること。

- (10) 政治・宗教活動（個人的なものを除く）、営利行為、他者への暴力・暴言、性的いやがらせ行為等は禁止とする。（施設の利用にあたっての留意事項）

（虐待の防止）

第10条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、その結果の職員への周知
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための職員に対する研修の定期的な実施（年2回以上）
- (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

（身体的拘束等の適正化）

第11条 当施設は、原則、利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催（3月に1回以上）、その結果の職員への周知
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 身体的拘束等の適正化のための職員に対する研修の定期的な実施（年2回以上）

（褥瘡発生の防止）

第12条 当施設は、利用者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制の整備として、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い利用者等)に対する褥瘡予防のための計画の作成、実践、評価
- (2) 専任の褥瘡予防対策を担当する者の配置
- (3) 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームの設置
- (4) 褥瘡対策のための指針の整備
- (5) 介護職員等に対する褥瘡対策に関する施設内職員継続教育
- (6) 必要に応じた施設外の専門家による相談、指導の積極的な活用

（事故発生の防止）

第13条 当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知
- (3) 事故発生の防止のための委員会の定期的な開催
- (4) 事故発生の防止のための職員に対する研修の定期的な実施（年2回以上）
- (5) 上記に掲げる措置を適切に実施するための安全管理対策室の設置及び安全対策担当者の配置

（事故発生時の対応）

第14条 当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

- 4 当施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

(衛生管理等)

第15条 当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適正に行う。

- 2 当施設は、当施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 感染症又は食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催（3月に1回以上）、その結果の職員への周知
 - (2) 感染症又は食中毒の予防およびまん延の防止のための指針の整備
 - (3) 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修と訓練の定期的な実施（年2回以上）
 - (4) 上記に掲げる措置のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応

(非常災害対策)

第16条 当施設は、非常災害対策として、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 消防法等に規定する消防計画、地震等の災害に対処するための計画の策定
- (2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備、職員への定期的な周知
- (3) 避難、救出その他必要な訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定等)

第17条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 職員に対する業務継続計画の周知、必要な研修および訓練の定期的な実施
- 3 業務継続計画の定期的な見直し、必要に応じた変更

(勤務体制の確保等)

第18条 当施設は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 当施設は、原則、当施設の職員によってサービスを提供する。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行う。
- 3 当施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。なお、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 4 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(職員の就業規則、服務規律、健康診断)

第19条 職員の就業に関する事項は、当施設の就業規則にて定める。

- 2 職員は、事業に関する法令等の規定、就業規則等を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、施設内の秩序を維持し、特に次に

掲げる事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し、懇切丁寧を旨とする。
- (2) 自己研鑽および他の職員との協調・協力により、サービスの質の向上に努める。
- (3) 健康管理をしっかりと行い、清潔な身だしなみ、明朗な態度で接遇する。
 - 3 職員に対しては、年1回、健康診断を実施する。なお、深夜労働・夜勤等に従事する者には、別に年1回の健康診断を実施する。

(個人情報保護)

第20条 職員が、在職中および退職後においても、正当な理由なく、業務上に知り得た利用者・家族、職員等の個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じる。

(その他)

第21条 本規程に定めのない事項については、厚生労働省令および埼玉県条例、その他関連法規等に基づき、適正に運営する。

付則

平成	18年	10月	1日	施行	
平成	21年	4月	1日	改定	
平成	23年	4月	1日	改定	
平成	24年	4月	1日	改定	
平成	24年	10月	1日	改定	
平成	26年	4月	1日	改定	
平成	27年	4月	1日	改定	
平成	30年	6月	1日	改定	
令和	元年	10月	1日	改定	
令和	3年	4月	1日	改定	
令和	3年	8月	1日	改定	(食費)
令和	3年	12月	1日	改定	(条文順序)
令和	5年	4月	1日	改定	(食費・居住費(滞在費))
令和	6年	4月	1日	改定	(食費・日用品費)

イムスケアふじみの 利用料金表

介護老人保健施設【在宅強化型】

令和6年4月1日

1単位： 10.45円

介護保険施設サービス費（Ⅰ）

要介護度	単位数	(ii) 従来型個室		
		1日あたり利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	788単位	824円	1,647円	2,471円
要介護2	863単位	902円	1,804円	2,706円
要介護3	928単位	970円	1,940円	2,910円
要介護4	985単位	1,030円	2,059円	3,088円
要介護5	1,040単位	1,087円	2,174円	3,261円

要介護度	単位数	(iv) 多床室		
		1日あたり利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	871単位	911円	1,821円	2,731円
要介護2	947単位	990円	1,980円	2,969円
要介護3	1,014単位	1,060円	2,120円	3,179円
要介護4	1,072単位	1,121円	2,241円	3,361円
要介護5	1,125単位	1,176円	2,352円	3,527円

加算項目

項目	単位数	1日あたり利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
身体拘束廃止未実施加算	所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算する			
安全管理体制未実施減算	1日につき5単位を所定単位数から減算する			
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する			
業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算する			
栄養管理未実施減算	1日につき14単位を所定単位数から減算する			
夜勤職員配置加算	24単位	25円	50円	75円
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258単位	270円	540円	809円
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200単位	209円	418円	627円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240単位	251円	502円	753円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	120単位	126円	251円	377円
認知症ケア加算	76単位	80円	159円	239円
若年性認知症入所者受入加算	120単位	126円	251円	377円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51単位	54円	107円	160円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51単位	54円	107円	160円
外泊時費用	362単位	379円	757円	1,135円
外泊時在宅サービス費用	800単位	836円	1,672円	2,508円
ターミナルケア加算(死亡日以前31日以上45日以下)	72単位	76円	151円	226円
ターミナルケア加算(死亡日以前4日以上30日以下)	160単位	168円	335円	502円
ターミナルケア加算(死亡日以前2日又は3日)	910単位	951円	1,902円	2,853円
ターミナルケア加算(死亡日)	1,900単位	1,986円	3,971円	5,957円
初期加算(Ⅰ)	60単位	63円	126円	189円
初期加算(Ⅱ)	30単位	32円	63円	94円
再入所時栄養連携加算	200単位	209円	418円	627円
退所時栄養情報連携加算	70単位	74円	147円	220円
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450単位	471円	941円	1,411円
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480単位	502円	1,004円	1,505円
試行的退所時指導加算	400単位	418円	836円	1,254円
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500単位	523円	1,045円	1,568円
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250単位	262円	523円	784円
入退所前連携加算(Ⅰ)	600単位	627円	1,254円	1,881円
入退所前連携加算(Ⅱ)	400単位	418円	836円	1,254円
訪問看護指示加算	300単位	314円	627円	941円
協力医療機関連携加算	50単位	53円	105円	157円
協力医療機関連携加算	5単位	6円	11円	16円
栄養マネジメント強化加算	11単位	12円	23円	35円
経口移行加算	28単位	30円	59円	88円
経口維持加算(Ⅰ)	400単位	418円	836円	1,254円
経口維持加算(Ⅱ)	100単位	105円	209円	314円
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位	94円	188円	282円
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位	115円	230円	345円
療養食加算	6単位	7円	13円	19円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140単位	147円	293円	439円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70単位	74円	147円	220円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240単位	251円	502円	753円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100単位	105円	209円	314円
緊急時施設療養費(緊急時治療管理)	518単位	542円	1,083円	1,624円
緊急時施設療養費(特定治療)	医科診療報酬点数表に定める点数			
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239単位	250円	500円	750円
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480単位	502円	1,004円	1,505円

項目	単位数	1日あたり利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位	4円	7円	10円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位	5円	9円	13円
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150単位	157円	314円	471円
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120単位	126円	251円	377円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	209円	418円	627円
リハビリテーションマネジメント計画情報加算(Ⅰ)	53単位	56円	111円	166円
リハビリテーションマネジメント計画情報加算(Ⅱ)	33単位	35円	69円	104円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位	4円	7円	10円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位	14円	27円	41円
排泄支援加算(Ⅰ)	10単位	11円	21円	32円
排泄支援加算(Ⅱ)	15単位	16円	32円	47円
排泄支援加算(Ⅲ)	20単位	21円	42円	63円
自立支援促進加算	300単位	314円	627円	941円
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位	42円	84円	126円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60単位	63円	126円	189円
安全対策体制加算	20単位	21円	42円	63円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位	11円	21円	32円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位	6円	11円	16円
新興感染症等施設療養費	240単位	251円	502円	753円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位	105円	209円	314円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位	11円	21円	32円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	23円	46円	69円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	19円	38円	57円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	7円	13円	19円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の1000分の39(3.9%)に相当する単位数			
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数の1000分の29(2.9%)に相当する単位数			
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	総単位数の1000分の16(1.6%)に相当する単位数			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の1000分の21(2.1%)に相当する単位数			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数の1000分の17(1.7%)に相当する単位数			
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数の1000分の8(0.8%)に相当する単位数			

※業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない
 ※介護職員処遇改善加算、介護職員等ベースアップ支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能
 ※協力医療機関連携加算(Ⅰ) R7.7.31までの間100単位

保険外サービス費

項目	金額
食費(日額)	(非課税) 2,030円
居住費(日額)	従来型個室 (非課税) 1,780円
	多床室 (非課税) 570円
個室利用料(日額)	1人室 (消費税込) 2,750円
	2人室 (消費税込) 1,100円
日用品費(日額)	(非課税) 220円
教養娯楽費	実費
理美容代	実費
洗濯代	実費
口腔ケア用品代	実費
テレビカード代	(消費税込) 1,000円

※食費・居住費は、負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載の負担限度額となります。